### 計画等の案の概要

名称	第 9 次静岡県保健医療計画
公表するもの	第 9 次静岡県保健医療計画(案)
県民意見の募集	有 有 の 場 合 は
担当室等名	健康福祉部医療局医療政策課 電話番号 054-221-2284
総 合 計 画 に おける位置づけ	2-1 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸
審議会等の名称	静岡県医療審議会

#### 1 趣旨

- ・医療計画は、医療法に規定された「県における医療提供体制の確保を図るための計画」である。
- ・平成26年6月の医療法改正により、医療計画をこれまでの5年計画から6年計画とし、平成30年度からは3年ごとに改定する介護保険事業(支援)計画との整合性の確保を図ることとされた。
- ・これを受け、本県においても、令和6年度(2024年度)を初年度とし令和11年度(2029年度)を目標とする第9次「静岡県保健医療計画」を策定する。

#### 2 骨子

- (1)計画の性格:総合計画の分野別計画であり、本県保健医療施策の基本指針
- (2)計画期間:令和6年度から令和11年度(6年間)

#### (3)計画の構成

- 第1章 基本的事項(基本理念、計画の位置付け等)
- 第2章 保健医療の現況(人口、受療動向、医療資源等)
- 第3章 保健医療圏 (保健医療圏の設定、基準病床数等)
- 第4章 地域医療構想(構想区域、2025年の必要病床数・在宅医療等の必要量等)
- 第5章 医療機関の機能分担と相互連携(医療機関の機能分化と連携、プライマリーケア等)
- 第6章 疾病又は事業及び在宅医療ごとの医療連携体制の構築(6疾病・6事業・在宅医療)
- 第7章 各種疾病対策等(結核、エイズ、難病、認知症、地域リハビリテーション 等)
- 第8章 医療従事者の確保 (医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等)
- 第9章 医療安全対策の推進(医療安全支援センター等)
- 第10章 健康危機管理対策の推進(健康危機管理体制、医薬品・食品安全衛生等)
- 第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組みの推進(健康づくりの推進、高齢者保健福祉等)
- 第12章 計画の推進方策と進行管理(数値目標の進捗管理)
- (別冊) 2次保健医療圏(各医療圏における疾病・事業・在宅医療ごとの医療連携体制等)

## 審議会等の審議の状況

計画等の案の名称	静岡県保健医療計画
担当室等名	健康福祉部医療局医療政策課 電話番号 054-221-2284
審議会等の名称	静岡県医療審議会
審議の状況	1 会議の開催状況
審議の結果	<令和5年度第1回会議> ・第9次静岡県保健医療計画の二次医療圏の設定や、骨子案について、了承いただきました。  〈令和5年度第2回会議> ・第9次静岡県保健医療計画の素案について、了承いただきました。
備考	

## 県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県保健医療計画
意見募集の趣旨	静岡県保健医療計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、都道府県が医療提供体制の確保を図るための計画として定めるもので、県総合計画の分野別計画であり、本県における保健医療施策の基本指針です。 現行の計画(平成30年度から令和5年度)を改定するにあたり、内容を一層充実させるため、県民の皆様から広く御意見を募集します。
意見の提出期間	令和5年12月27日(水)から 令和6年1月24日(水)まで
意見の提出方法	持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください。 (様式は自由ですが、別紙を参考にしてください。) なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。
意見の提出先	<ul> <li>○持参、郵送の場合         〒420-8601 静岡市葵区追手町9−6         健康福祉部医療局医療政策課(県庁西館3階)</li> <li>○ファクシミリの場合         054-251-7188</li> <li>○電子メールの場合         iryoseisaku@pref.shizuoka.lg.jp</li> </ul>
問い合わせ先	健康福祉部医療局医療政策課 医療企画班 電話番号 054-221-2284
備考	・いただいた御意見(類似する御意見はまとめた上で)に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。御意見を提出された方、お一人ひとりには回答いたしませんので、御了承ください。 ・電話での御意見は御遠慮ください。

# 静岡県保健医療計画(案)に関する意見

フリガナ	
氏 名	
住 所	
連絡先(電話番号等)	
意	
理由	